

●香川県告示第131号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定に基づき、香川県知事を所轄庁とする学校法人が同条第2項の規定により知事に届け出る平成28年度以降の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成28年度の監査報告書から適用する。

平成28年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。ただし、新たに監査の対象となる学校法人における初年度の監査事項については、当該会計年度における会計制度の整備及び運用の状況並びに同会計年度の資金収支計算が学校法人会計基準の定めるところに従って行われ、同会計年度の資金収支計算書が学校法人会計基準の定めるところに従って作成されているかどうか。